

監査結果報告書

令和 7 年度（2025 年度）No. 1

定期監査（前期）

公の施設の指定管理者監査



ASAHIKAWA
CITY

旭川市監査委員

旭監第91号
令和7年12月19日

旭川市長 今津寛介様
旭川市議会議長 福居秀雄様
旭川市教育委員会教育長 和田英邦様

旭川市監査委員 大鷹明
旭川市監査委員 坪沼一成
旭川市監査委員 中野寛幸
旭川市監査委員 高木啓尊

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定期監査（財務監査）

1	監査の対象	1
(1)	対象事務	1
(2)	対象部局及び対象期間	1
2	監査の着眼点	2
3	監査の実施内容	3
(1)	実施期間	3
(2)	実施方法	3
4	監査の結果	3

第 2 公の施設の指定管理者監査

1	監査の対象等	9
2	監査の着眼点	9
3	監査の実施内容	10
(1)	実施期間	10
(2)	実施方法	10
4	監査の結果	10

第1 定期監査（財務監査）

1 監査の対象

(1) 対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市の財政や市民生活への影響、事務処理の量や頻度、市民の安全や市政への信頼の毀損の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を総合的に勘案し、監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

- ア 収入に関する事務のうち、現金取扱事務
- イ 支出に関する事務のうち、委託料に関する事務
- ウ 契約に関する事務のうち、委託料に関する事務
- エ 小・中学校に関する事務のうち、経理事務及び財産管理等に関する事務

(2) 対象部局及び対象期間

対象部局	委託料に関する事務	現金取扱事務	小・中学校に関する事務		対象期間
			経理事務	財産管理等に関する事務	
総合政策部	○	—	—	—	令和7年 4月1日 ～ 令和7年 7月31日
いじめ防止対策推進部	○	—	—	—	
女性活躍推進部	○	—	—	—	
地域振興部	○	—	—	—	
税務部	○	—	—	—	
市民生活部	○	○ ※1	—	—	
子育て支援部	○	—	—	—	
環境部	○	—	—	—	
観光スポーツ部	○	—	—	—	
建築部	○	—	—	—	
学校教育部	○	—	○ ※2	○ ※3	
上下水道部	○	—	—	—	
議会事務局	○	—	—	—	

注) 対象事務のある部局は「○」、ない部局は「-」で表示

※1 対象は、東鷹栖支所

※2 対象校は、啓明小学校、近文小学校、神居小学校、末広小学校、啓北中学校
及び春光台中学校

※3 対象校は、永山小学校、西神楽小学校、東栄小学校、緑が丘小学校、永山中
学校及び神居東中学校

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 委託料に関する事務

- ア 委託料の算定根拠は合理的な基準に基づき行われているか。
- イ 委託料の支出は適正な時期に行われているか。
- ウ 入札の方法及び手続は適正に行われているか。
- エ 隨意契約による場合、その理由は適正か。また、原則として複数の者から見積書を
徴しているか。
- オ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所など、契約の内容は適切か。
- カ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。
- キ 契約等に反し、受託業務の全部を再委託しているものはないか。
- ク 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

(2) 現金取扱事務

- ア 現金と領収書等の証拠書類や現金出納簿等の出納関係帳簿は一致しているか。
- イ 現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。
- ウ 領収書の取扱いは適正に行われているか。
- エ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々、出納関係帳簿等の
点検を行っているか。
- オ 領収書を発行しない収納金の確認は適正に行われているか。
- カ 現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか。
- キ 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。
- ク 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- ケ 釣銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。
- コ 金額確認は2人以上の体制で実施しているか。

(3) 小・中学校に関する事務

[経理事務]

- ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。

- ウ 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。
- エ 支出負担行為に係る債務を確認した上で支出しているか。

[財産管理等に関する事務]

- ア 管理状態（保管の方法、場所）は適切か。
- イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品ラベルなどは正確に貼付されているか。
- ウ 関係帳簿等の記帳や整理は適正に行われているか。
- エ 敷地境界が明確になっているか。
- オ 敷地内の設置に係る許可を行っていないものがないか。
- カ 修繕が必要なものを把握しているか。
- キ 消防法に基づく防火対策等は適切か。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和7年9月1日から令和7年11月28日まで

(2) 実施方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め、当該部局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法をとり監査を実施した。

4 監査の結果

前記の方法により監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお、一部において次のとおり改善が必要な事項が見受けられたので指摘する。

総合政策部

○ 指摘事項

- (1) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

[改善が必要なもの]

① 一者特命随意契約である令和7年度ラジオ広報番組制作放送業務委託において、見積合せ通知書の送付後に、相手方と協議した上で参考見積額が同額である他の仕様に変更したが、当該仕様変更について施行伺起案による意思決定を行っていなかった。
(広報広聴課)

② 令和7年度YouTube動画制作業務委託に係る公募型プロポーザルにおいて、事前に評価基準の誤りを修正したにもかかわらず、修正前の評価基準に基づき評価したことにより、評価点が誤っていた。

なお、正しい評価基準に基づき評価した結果、受託候補者の特定への影響はなかった。
(広報広聴課)

いじめ防止対策推進部

特に指摘事項なし。

女性活躍推進部

特に指摘事項なし。

地域振興部

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

[改善が必要なもの]

① 旭川駅北広場噴水点検等業務委託において、指名競争入札で執行予定金額が200万円以上の場合には、地域振興部競争入札等選考委員会の審議事項とされているにもかかわらず、その審議を経ないで事業者を選定していた。

(地域振興課)

○ 意見・要望事項

- ① 委託契約において、選考委員会の審議漏れをはじめ、契約期間の始期を誤って通知していたものや件名の誤り、郵便入札に係る入札書提出時の記録を残していないかったもの、契約保証金免除に係る確認資料に不備があったものなど、複数の不備が見受けられたことから、事務処理に当たっては、決裁過程でチェック機能が十分に働くよう徹底し、適切な事務執行に努められたい。

税務部

特に指摘事項なし。

市民生活部

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務

[改善が必要なもの]

- ① 旭川聖苑清掃業務委託等において、落札決定後7日以内に契約の締結を行うこととされているにもかかわらず、正当な理由もなくこの期間内に締結していなかった。

(市民生活課)

○ 意見・要望事項

- ① 契約に係る事務において、約款の条の数字誤りのある契約書が多く見受けられたことや、締結伺起案の決裁日より前の日付で契約を締結していたものがあったことから、締結伺決裁後に行われる事務についても、慎重かつ適正な処理に努められたい。

子育て支援部

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

[改善が必要なもの]

① 令和7年度旭川市妊産婦健康診査結果データフォーム管理及びデータ入力業務委託等において、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律により、確定金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てて支払うべきところ、算出過程の種別ごとに端数を切り捨てていた請求書を受理し、そのまま支出していたため、4月分で2件3円過少に支出していた。 -改善済（おやこ応援課）

(2) 契約に関する事務

[改善が必要なもの]

① 旭川市愛育センター庁舎清掃業務委託において、積算に当たり要領で定めている方法と異なる端数処理を行ったことにより、積算金額が過大となっていた。
なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

(愛育センター)

環境部

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

[改善が必要なもの]

① 旭川市廃棄物処分場設備改修業務委託において、積算に当たり共通仮設費の算定率を誤ったことや現場管理費に対象外経費を含めて算出したことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

(廃棄物処理課)

観光スポーツ部

特に指摘事項なし。

建築部

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

[改善が必要なもの]

① 第2豊岡団地2号棟仮設駐車場整備業務委託において、落札決定後7日以内に契約の締結を行うこととされているにもかかわらず、正当な理由もなくこの期間内に締結していなかった。
(市営住宅課)

② 市営住宅乗用昇降機保守管理業務委託（春光2区団地1号棟ほか）等において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、不要な火災時管制運転に係る加算を行ったことにより、積算金額が過大となっていた。
なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

(市営住宅課)

③ 市営住宅乗用昇降機保守管理業務委託（神楽岡団地ほか）において、契約関連起案の決裁と予定価格の決定について、副市長専決であるものを部長が行っていた。
(市営住宅課)

学校教育部

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

[改善が必要なもの]

① 令和7年度旭川市立学校職員ストレスチェック業務委託において、一定金額以下の随意契約であるため予定価格書の作成は封書によらないこととしているが、その場合に必要とされる施行伺起案への予定価格の記載がなされなかつたことにより、予定価格書が作成されていない状態であった。
(教職員課)

② 消防用設備点検業務（その1）委託等について、支給品を仕様書に明示し受託者へ提供していたにもかかわらず、契約書に貸与品等の定めがなく、受領書等の提出も受けていなかった。
(学校施設課)

③ 機械警備業務（その1）委託等について、対象施設の鍵は貸与品等であるにもかかわらず、契約書に貸与品等の定めがなく、受領書等の提出も受けていなかった。
(学校施設課)

(3) 小・中学校に関する事務

[改善が必要なもの]

① 学校敷地内に設置されている町内会所有のゴミステーションについて、行政財産の目的外使用許可の手続がなされていなかった。　—改善済（神居東中学校）

○ 意見・要望事項

① 委託契約の入札において、選考委員会調書に指名競争入札とする根拠法令を誤って記載していたもの、締結伺に入札執行者や入札立会人等の記録をしていなかったもの、郵便入札に係る入札書提出時の記録を残していなかったもののほか、公表用結果調書の件名を誤っていたものなど、複数の不備が見受けられたことから、事務処理に当たっては、決裁過程でチェック機能が十分に働くよう徹底し、適切な入札事務執行に努められたい。

上　下　水　道　部

特に指摘事項なし。

議　会　事　務　局

特に指摘事項なし。

第 2 公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象等

本監査を行うに当たっては、市及び団体の財務事務の執行上のリスクについて、市の財政や市民生活への影響、事務処理の量や頻度、市民の安全や市政への信頼の毀損の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、公の施設の指定管理を行っている団体のうち、担当部局に偏りが生じないよう考慮した上で、過去の監査の実施状況等を踏まえて決定した。

対 象 団 体	グリーンテックス株式会社
対 象 施 設	旭川市嵐山レクリエーション施設
監査の対象事務	令和6年度における施設管理に係る出納その他の事務
指 定 期 間	令和5年4月1日～令和10年3月31日
委 託 金 額	令和6年度 55,487,000円
所 管 部 局	観光スポーツ部
利 用 料 金 制	適用なし

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 団体関係

ア 法定期検が必要な施設、設備等は定められた時期に適切に点検が行われているか。

また、点検結果で改善すべき事項があった場合に速やかに措置が講じられているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 利用料金の設定等は適正になされているか。

エ 指定管理者が使用料等を徴収又は収納している場合、その使用料等を適正に払い込んでいるか。

オ 条例に基づき使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。

カ 行政財産の目的外使用許可等、市長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。

キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

ク 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。

ケ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

コ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との

会計区分は明確になっているか。

サ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

(2) 所管部局関係

ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
イ 指定管理者の指定は適正・公正に行われているか。
ウ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
エ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
キ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
ク 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。又は指定管理者の費用で実施させていないか。
ケ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理、運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和7年9月1日から令和7年11月28日まで

(2) 実施方法

対象施設の所管部局及び対象団体に対し資料の提出を求め、団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係帳簿及び書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法をとり監査を実施した。

4 監査の結果

前記の方法により監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。

なお、一部において次のとおり改善が必要な事項が見受けられたので指摘する。

旭川市嵐山レクリエーション施設

○ 指摘事項

(1) 団体に関する事項

[改善が必要なもの]

- ① 施設使用料の徴収事務について、釣銭返却額の誤りにより、1件10円を過大徴収し、市に納付したものがあった。

(2) 所管部局（観光スポーツ部）に関する事項

特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

(1) 団体に関する事項

- ① 施設使用料の徴収額について、釣銭返却額やレジスターの訂正処理の誤りにより、報告書等の記載額と市に納付した額の間に差異があったため、関係書類と現金との照合を徹底されたい。

- ② 指定管理業務に関する経理規程について、誤りの防止機能を高めるとともに、適切な会計処理の継続が期待されることから、規程を明文化し、それに基づく事務処理を行うことを検討されたい。

(2) 所管部局（観光スポーツ部）に関する事項

- ① 施設使用料について、月次の業務報告書や業務完了報告書に記載された額と、収入調定額が一致していなかったことから、適切な収入事務となるよう、報告書の内容確認を徹底されたい。

A